

○研究推進委員会規程

令和4年12月22日

制定

(設置・目的)

第1条 駒澤大学教学運営会議規程第3条第3号イに規定する事項及び駒澤大学、駒澤大学大学院における研究活動の推進と適正な管理・運営における各般の事項を検討することを目的とし、「駒澤大学研究活動の基本方針」の趣旨に基づき、研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成・任期)

第2条 委員会は、次の各号の者で構成する。

- (1) 教育・研究担当副学長
- (2) 学術研究推進部長
- (3) 各学部等及び法曹養成研究科から選出された委員 各1人

2 前項第1号及び第2号に規定する委員の任期は、当該役職在任期間中とする。

3 第1項第3号に規定する委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員長・副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、教育・研究担当副学長をもってこれに充てる。

2 委員会に副委員長を1人置き、学術研究推進部長をもってこれに充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

なお、第2条第4項に基づく出席者は、議決に加わることができない。

4 委員長は、委員の4分の1以上が、理由を付した文書により委員会の開催を求めたときは、委員会を招集しなければならない。

(審議事項)

第5条 委員会は、第1条の目的に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長が検討を指示した事項
- (2) 研究活動の推進についての全学的方針に関する事項
- (3) 研究倫理教育及び研究費の適正使用に関する事項
- (4) 不正防止計画案の策定に関する事項

- (5) 不正防止計画推進部署からの報告に関する事項
- (6) 公的研究費に関する事項
 - ア 公的研究費による研究の推進を図るために必要な事項
 - イ 直接経費の公正かつ適切な使用に関する事項
 - ウ 間接経費の適切な使用に関する事項
 - エ その他、公的研究費の適正な管理・運営のために必要な事項
- (7) 特別研究助成及び出版助成に関する事項
 - ア 採択及び助成金額に関する事項
 - イ 収支報告の審査に関する事項
 - ウ 助成の取消し及び助成金の返還に関する事項
 - エ 研究成果の公表・公表期限延期に関する事項
 - オ その他、特別研究助成及び出版助成の適正な運営のために必要な事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、駒澤大学の研究体制等に関する事項

2 前項に定める事項についての決議は、学長に報告しなければならない。

(報告事項)

第6条 委員会において、第1条の目的に基づき、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 研究活動の推進に係る中期事業計画の進捗状況及び事業報告
- (2) 研究倫理教育の取組状況に関する事項
- (3) 不正防止計画推進部署の取組に関する事項
- (4) 公的研究費の応募・採択状況・収支報告等に関する事項
- (5) 委託研究員の受け入れに関する事項
- (6) 特別研究助成及び出版助成の研究成果・収支報告に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、駒澤大学の研究体制等に関する事項

2 前項第1号に定める事項については、駒澤大学教学運営会議に報告しなければならない。

(公的研究費分科会の設置)

第7条 研究推進に関する中期事業計画の実行施策のうち、第5条第1項第6号の公的研究費に関する各種事項を検討するため、委員会に公的研究費分科会を置く。

2 公的研究費分科会における議決事項は、委員会の議に付さなければならない。

3 公的研究費分科会の規程については、別に定める。

(ワーキンググループの設置)

第8条 委員会は必要に応じて、ワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの構成員の選任は、委員会が行う。

(事務所管)

第9条 委員会の事務所管は、学術研究推進部とする。

(幹事)

第10条 委員会に幹事を置く。

2 幹事は、学術研究推進部の職員をもって充てる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、駒澤大学研究活動推進委員会規程（平成28年7月28日制定）は、廃止する。